

次の対象区域において、建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定を
しましたので、同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の
縦覧に供します。

平成 23 年 6 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
-	平成 23 年 月 日	京都市山科区西野阿芸沢町 1 番地の 1, 1 番地の 2, 1 番地の 4, 1 番地の 5 から 1 番地の 15 まで, 2 番地の 3 及び 3 番地の 2, 同区西野今屋敷町 2 番地の 4, 2 番地の 7 から 2 番地の 15 まで及び 3 番地の 5, 同区西野様子見町 1 番地の 2, 1 番地の 6, 1 番地の 10 から 1 番地の 18 まで, 1 番地の 43 及び 1 番地の 60, 同区西野広見町 1 番地の 1, 1 番地の 4 及び 1 番地の 5, 同区西野大手先町 16 番地の 6, 16 番地の 29 及び 16 番地の 30 並びに同区西野山階町 38 番地の 3 及び 38 番地の 9

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)